稲沢市水道料金改定案（パブリックコメント概要版）

稲沢市水道料金等審議会における料金適正化に向けた審議を経て

水道料金改定（令和９年10月１日改定予定　平均改定率13.3%）が必要との判断に至りました。

料金改定の背景と理由

収入の減少
人口減少や節水機器の普及、大口使用者の使用量減少により、料金収入は減少が見込まれます。

費用の増大
近年の物価高騰により施設の更新費用や維持管理費用の増大が見込まれます。

機能強化
災害に強い水道を目指して水道管の耐震化・老朽化対策を引き続き推進する必要があります。

改定のポイント

①経営の安定化を図るため、料金に占める基本料金の割合を現行32.8%から38.3%に引き上げます。
②負担の公平性の観点から、従量料金の全水量区分で同額改定（１㎥あたり５円UP）することにより、逓増度を4.5から4.2に緩和します。

水道料金体系（１か月あたり、税別）

①基本料金

口径	現行	改定案	差額
13mm	700円	1,000円	+300円
20mm	1,700円	2,000円	+300円
25mm	2,700円	4,000円	+1,300円
40mm	7,000円	10,000円	+3,000円
50mm	11,000円	15,000円	+4,000円
75mm	24,000円	35,000円	+11,000円
100mm	42,000円	60,000円	+18,000円
150mm	98,000円	140,000円	+42,000円

②従量料金（１㎥あたり）

水量区分	現行	改定案	差額
1㎥～10㎥	60円	65円	+5円
11㎥～20㎥	100円	105円	+5円
21㎥～30㎥	150円	155円	+5円
31㎥～40㎥	210円	215円	+5円
41㎥以上	270円	275円	+5円

※湯屋用（基本料金（100㎥まで）6,500円へ、101㎥以上90円/㎥へ）及び臨時用（460円/㎥へ）も改定を予定しています。

水道料金の影響額（一般家庭）

１か月で20㎥使用した場合（税込）

口径	現行	改定案	差額
13mm	2,530円	2,970円	＋440円
20mm	3,630円	4,070円	＋440円

水道料金等審議会とは

学識経験者、各種団体の代表者、水道・下水道の使用者等で構成され、市長の諮問に応じ、水道料金等の適正化について調査、審議を行い、その結果を市長に答申する組織です。

※水道料金は令和９年10月１日改定予定　（下水道使用料は令和10年10月１日改定予定）

稲沢市下水道使用料改定案（パブリックコメント概要版）

稲沢市水道料金等審議会における料金適正化に向けた審議を経て

公共下水道使用料改定（令和10年10月1日改定予定　平均改定率6.0%）

農業集落排水及びｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄの使用料を公共下水道使用料に統一 が必要との判断に至りました。

料金改定の背景と理由

基準外繰入の削減

整備区域外の市民も負担する一般会計からの基準外繰入を削減する必要があります。

料金の統一と施設の集約

使用者間の公平性の観点から、四つの料金体系を統一するとともに、農業集落排水等を公共下水道に編入し維持管理費の低減を図る必要があります。

機能強化

物価高騰等の状況が見込まれますが、災害に強い下水道を目指して下水道管の耐震化・老朽化対策を引き続き推進する必要があります。

改定のポイント

①使用料単価150円/㎥を目指すことで、一般会計に負担をかけている基準外繰入を削減します。
②使用者の負担の公平性を図るため、低水量の方の使用料が変わらない基本水量制を廃止します。
③公共下水道、農業集落排水及びコミュニティ・プラントの使用料は使用者の多い公共下水道の使用料体系を基本として統一することで、単独で改定を実施するよりも影響額を抑え、全ての下水道使用者の不公平感の解消を図ります。
④使用料累進最大単価(250円)は県内でも上位に位置しているため、据え置きとし、改定により大きな影響を受ける大口使用者(農業集落排水)に対しては、激変緩和措置を講じます。

※使用料単価：使用水量1立方メートルあたりの使用料収入額（使用料単価=使用料収入/年間有収水量）

下水道使用料体系

1か月あたり（税別）		現行使用料				改定案		差額			
		公共下水道	農業集落排水 稲沢祖父江	農業集落排水 平和	ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄ	公共下水道 ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄ	農業集落排水	公共下水道	農業集落排水 稲沢祖父江	農業集落排水 平和	ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄ
基本使用料		1,100円	1,000円	600円	2,000円	900円		△200円	△100円	＋300円	△1,100円
従量使用料	～10㎥	―	―	80円	90円	40円		＋40円	＋40円	△40円	△50円
	～20㎥	110円	100円	90円		110円		±0円	＋10円	＋20円	＋20円
	～30㎥	130円	130円	110円		140円		＋10円	＋10円	＋30円	＋50円
	～40㎥	160円		130円		160円		±0円	＋30円	＋30円	＋70円
	～50㎥		190円						△30円		
	～100㎥	180円	220円	150円		180円			△40円	＋30円	＋90円
	～500㎥	210円		160円		210円			△10円	＋50円	＋120円
	500㎥超	250円				250円	220円		±0円	＋60円	＋160円

下水道使用料の影響額（一般家庭）

1カ月で20㎥使用した場合（税込）

	現行	改定案	差額
公共下水道	2,420円	2,640円	＋220円
農業集落排水（稲沢・祖父江）	2,200円		＋440円
農業集落排水（平和）	2,530円		＋110円
ｺﾐｭﾆﾃｨ･ﾌﾟﾗﾝﾄ	4,180円		△1,540円

※　（水道料金は令和9年10月1日改定予定）　下水道使用料は令和10年10月1日改定予定